

消 防 安 第 1 2 4 号
平成 1 7 年 6 月 2 2 日

都道府県消防主管部長 殿
東京消防庁・指定都市消防長 殿

消防庁防火安全室長

加熱を伴う業務用生ごみ処理機における安全対策指針を踏まえた 防火安全対策の徹底について

標記について、別添のとおり、「加熱を伴う業務用生ごみ処理機における安全対策指針」（以下「指針」という。）が、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長より、各都道府県廃棄物行政主管部（局）長等あてに通知されました。

これについては、平成 1 5 年 1 1 月に神奈川県大和市内のショッピングセンターにおいて業務用生ごみ処理機に係る爆発事故（以下「爆発事故」という。）が発生し、消防隊員を含む 1 1 人が負傷したことを踏まえ、加熱を伴う業務用生ごみ処理機の一層の安全管理対策を進める観点から、廃棄物行政を所管する環境省の主導により検討が進められていたものです。

貴職におかれましては、下記に留意の上、火災予防の観点から、指針を踏まえた防火安全対策を徹底していただくようお願い致します。

なお、各都道府県消防主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知いただくようお願い致します。

記

- 1 加熱を伴う業務用生ごみ処理機（以下「業務用生ごみ処理機」という。）が設置されている防火対象物への立入検査の際には、指針を踏まえた防火安全対策が適切に行われているか確認し、火災予防上必要な指導を行うこと。この際、必要に応じ、廃棄物行政部局と連携を図ること。

特に、指針検討の際に爆発事故の主な要因として、

- （ 1 ）業務用生ごみ処理機の攪拌装置が停止したにもかかわらず、エアレーション

装置による高温空気の送風が継続されたこと

(2) 業務用生ごみ処理機の発酵槽内の温度管理が適切に行われていないため、槽内の過熱状態を覚知できなかったこと

(3) 業務用生ごみ処理機の処理室内の換気が適切に行われなかったこと

が挙げられていることから、指針第2章2-1に定められた機器・設備に求められる安全対策に留意すること。

具体的には、当該機器・設備に求められる安全対策が講じられていない処理機が設置されている場合、自主的に当該安全対策を講じるよう促すとともに、処理機の更新時に当該安全対策が講じられた処理機へ更新するよう指導を行うこと。なお、当該安全対策が講じられるまでの間、管理責任者や作業従事者に対し、指針第2章2-2に定められた運転・維持管理に求められる安全対策について万全を期するよう指導すること。

2 業務用生ごみ処理機を室内に設置する場合には、指針第2章2-1-3において設置室の出入口付近に業務用生ごみ処理機の処理方式、処理能力、加熱のエネルギー源の種類その他必要な事項を明記したものを掲示することとなるので、消防機関は立入検査を行う際、留意することとし、処理機が室内に設置され、当該掲示が無い場合にあっては、当該掲示を設置するよう指導すること。

3 火災予防の観点から、業務用生ごみ処理機が設置されている防火対象物が所在する市町村等の廃棄物行政部局と連携し、当該防火対象物の名称、処理機の設置状況その他必要な情報について共有化に努めること。

特に、食堂を有する防火対象物（学校、物品販売店舗、福祉施設等：指針参考資料3参照）に設置される例が多いことから、2の掲示が無い場合であっても、防火対象物の関係者に業務用生ごみ処理機の設置の有無を確認するなど、留意すること。